

随意契約（相手方指定）調書

件名	投票用紙自動読取分類機等運用保守委託	No.5200899
工（納）期	令和8年2月9日	
契約締結日	令和8年1月26日	
契約金額	1,207,800円（消費税込み）	

契約相手方	グローリー株式会社 首都圏支店 (法人番号：5140001058614)	
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。	
備考		

業者選定理由書

件名	投票用紙自動読取分類機等運用保守委託
指名業者(案)	名称 グローリー株式会社 首都圏支店 代表者 支店長 後藤 英文 所在地 東京都文京区本郷三丁目14番7号
特命理由	<p>本件は、令和8年2月執行予定の衆議院議員選挙において使用する、投票用紙自動読取分類機等を安定的に運用するため、保守点検業務を委託するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、 ①上記業者は区が導入している機器の製造元であり、各機器の詳細機能及びプログラム構成の情報を熟知しているため、各機器の動作確認を履行できる唯一の業者である。 ②また、上記業者は、他自治体においても様々な選挙で同様の業務を受託した実績があり、経験が豊富で、荒川区における過去の業務履行状況も非常に良好であった。</p> <p>以上のことから、上記業者を相手方に指定した随意契約を締結する。</p>
その他特記事項	○根拠規定:地方自治法施行令第167条の2第1項第5号 (緊急の必要により競争入札に付することができないもの)